

女川町緑のまちづくり助成金について

1.概要

緑化整備による景観に優れたまちづくりを推進するため、庭先へのシンボルツリーの植樹や芝の植え付けなど、対象となる緑化整備工事を実施いただいた場合に、助成金を交付いたします。

2.助成内容

■ 助成対象者

市町村民税に滞納がなく、次のいずれかに該当する方

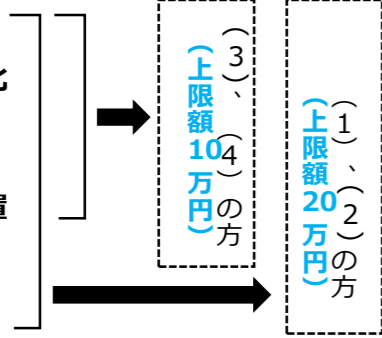
- (1)震災復興事業により町が造成した宅地に住宅再建等を行い居住する方
- (2)震災後、町が造成する宅地以外の住宅地に住宅再建等を行い居住する方
- (3)震災復興事業により町が建設した災害公営住宅(戸建)に居住する方
- (4)上記以外の戸建住宅に居住する方

※(1)から(3)の方で平成28年6月30日までに宅地の引渡しを受け、緑化整備を行った方についても、過去にさかのぼっての助成対象となります。

■ 助成対象工事

下記のいずれかの工事を実施した場合※右図参照

- ①生垣緑化
- ②シンボルツリー緑化
- ③法面・平面緑化
- ④擁壁等緑化
- ⑤雨水貯留タンク設置
- ⑥側溝等設置



・助成金の額は実際に緑化整備等工事に要した費用又は、上限額のいずれか低い方の額となります。

遡及措置の対象地区：本制度の施行日前に宅地の引渡しを行っている地区が対象

(中心部)	(離半島部)
荒立西地区	出島地区
荒立東地区	大石原浜地区
内山地区	野々浜地区
運動場西地区	高白浜地区
ずい道地区	寺間地区
駅北地区	桐ヶ崎地区
石浜地区	指ヶ浜地区
旭が丘地区	尾浦(東)地区
清水・日蔭地区及び	竹浦(南)地区
女川地区の一部	塚浜地区

5.助成の対象となる緑化整備等工事

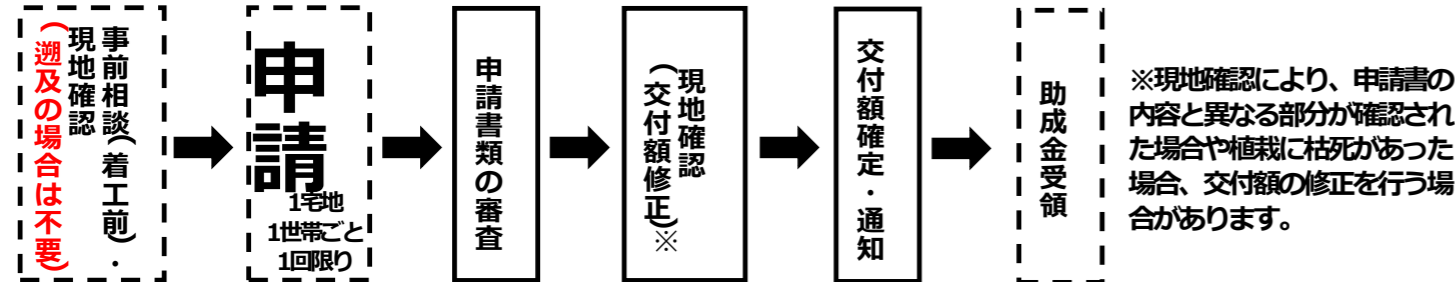
- ・住宅敷地内における次の①～⑥の緑化整備等工事が対象となります。
- ・助成金の額は①～⑥の緑化整備等工事に実際にかかった費用の合計額、または、上限額のいずれか低い方の額となります。
- ・赤字は遡及対象となる方に適用する単価です。
- ・遡及対象の場合の助成金の額は、【遡及対象単価×現地で確認した数量】により算定した額、または、上限額のいずれか低い方の額となります。

(注意事項)
以下の場合は助成対象とはなりません。

- ・1年草のような一時的な植栽
- ・境界を越境するような植栽
- ・既存ブロック塀等の除去
- ・浸透式の雨水排水設備の設置

3.申請手続

■ 手続きの流れ



■ 申請に必要な書類

- ・住民票の写し
 - ・納税証明書(女川町税務課で確認できない場合)
 - ・植栽計画図(平面図や立面図) ※植栽の位置、樹種、寸法、数量等を記入
 - ・写真(着工前、施工中、および完了後)
 - ・対象工事の金額の分かる書類(領収証の写し等)
 - ・その他町長が必要と認める書類
- ※遡及の対象となる場合は提出不要です

■ 助成金算定の例

	対象者(1)、(2)の方でこれから緑化整備を行われる方	対象者(1)、(2)の方で遡及の対象となる方
実施工事	①生垣緑化 : 40,000円	①生垣緑化 : 2m×14,000円/m= 24,000円
	②芝張り : 21,000円	②中木 : 1本×29,000円/本= 29,000円
工事費合計額	④つる性植物 : 15,800円	⑤雨水貯留タンク : 1台×48,000円/台= 48,000円
	⑥側溝等 : 150,000円	工事費合計額 : 101,000円 (遡及対象単価×現地で確認した数量により算定)
助成額	226,800円 (助成限度額20万円超)	200,000円(上限額適用)

4.申請期限 令和6年3月31日まで

問合せ先 企画課定住・土地利用係 電話：0225(54)3131 内線233・234